

新型インフルエンザ等の流行に備えた検疫待機施設の
確保に係る覚書第3条に定める協定

(基本方針)

令和6年3月5日付けで厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課長 森田 博通（以下「甲」という。）と警察大学校教務部庶務課長 高橋 和明（以下「乙」という。）が締結した「新型インフルエンザ等の流行に備えた検疫待機施設の確保に係る覚書」第3条に定める費用負担及び役割分担等について下記のとおり締結する。

(費用負担)

第1条 次に掲げる費用については、厚生労働省の負担とする。

- (1) 検疫待機施設として運用中に発生する学生寮の維持に要する費用（電気、ガス、水道料金等）及び入所者の対応に必要な経費（運営スタッフ、警備等の人件費、防護服等の備品類）。
 - (2) 居室内の清掃・消毒等の検疫待機施設の開設及び原状回復のための費用。
 - (3) 検疫待機施設の運用中に生じた検疫待機施設及び備品の破損に係る修繕費用。
 - (4) 学生寮に付設された食堂又は福利厚生施設が営業を休止した場合に各施設を運営する事業者を支払う休業補償費。
 - (5) 入校生が学生寮から退去する際及び自宅又は研修継続のために滞在するホテル、旅館、ウィークリーマンション等の施設（以下「ホテル等施設」という。）から再入寮する際に要する荷物運搬費及び入校生の移動に要する費用。
 - (6) 入校生のホテル等施設の宿泊費又は借上費及び入校生が自宅又はホテル等施設と警察大学校の間を通学するために要する費用。
 - (7) 研修の期間、場所その他の研修計画を変更し、又は研修を中止した場合、当該措置に伴い生ずる費用。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、検疫待機施設の開設、使用及び撤去等に伴い発生する費用全般。
- 2 前項各号のいずれかに該当するか明らかでない場合の費用の負担については、甲乙協議の上、決定する。

(役割分担)

第2条 検疫待機施設の維持管理については、乙の責任により対応する。

- 2 検疫待機施設の運営に関する業務（委託業者の手配等）については、甲の責任により対応する。甲は、業務を行うに必要な業者の手配にあたり、乙の協力を求めることができる（業者の紹介）。

3 検疫待機施設の運営中の地元自治体や関係者等への対応は、乙の協力を得て、甲の責任により対応する。

(その他)

第3条 本協定書に記載のない事項については、甲乙協議の上、決定する。

令和6年3月5日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部企画・検疫課長 森田 博



乙 東京都府中市朝日町3-12-1
警察大学校
教務部庶務課長 高橋 和 明

